

学校に通うための学費の支払いでお困りではありませんか？

～教育支援資金貸付制度は学校に通いたいあなたを応援する貸付制度です～

教育支援資金
貸付制度とは
なんですか？



学校に通いたい。
どういう時にお金を
借いられますか？



借いたお金の
返済はどうしたら？



知っておいてね！
ほかにどんな
制度があるの？

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区反町 3-17-2

TEL:045-534-6082 FAX:045-314-3472

◆教育支援資金貸付制度とは？～実際に借りるお金の内容～

社会福祉協議会(社協)では、経済的な理由などで学費(授業料など学校に払うお金)を払うことが難しい方に、学費の貸付をしています。

この制度は、大切な税金の一部や、これまで貸付を受けた皆さんから返済いただいたお金で運用されています。みなさんのあとにこの制度を使う人も安心して学校に通うことができるようにするため、貸付を受けられたあとは必ずお金を返しましょう。

※貸付は就学する本人(学校に通う子ども自身)が資金の借入申込者(借受人)、世帯の生計中心者(主に保護者)が連帯借受人になります。

・教育支援費(授業料など毎月・毎年払う必要があるお金)

- ① 高等学校:月額 35,000 円以内
- ② 短大・専門学校:月額 60,000 円以内
- ③ 大学 :月額 65,000 円以内

※一回の申込みで借りられる月数は12か月(1年分)までです。**また、支払いが必要とわかる書類を確認したうえで、学校に通いたい理由などが十分にわかる場合に限り、月額の上限を 1.5 倍まで引き上げることが可能です。**

・就学支度費(入学金・制服代など新入学時にのみ払う必要があるお金)

- 500,000円以内

※転入学などの場合は就学支度費のお金を貸すことはできません。



■借いたお金の返済はどうするの？～返済(償還)期間・貸付利率～

- ・学校卒業後、6か月たってから返済が始まります。返済期間は、最長で20年(240回)です。
- ・貸付利率は、0円無利率です。
- ただし、返済期限を過ぎた場合には、年 3.0%の延滞利率が発生します。

【返済例:大学入学から4年間分の借入をした場合】

○借入状況

- 〈1年次〉
- ・教育支援費 : 65,000 円×12か月 = 780,000 円
- ・就学支度費 : 500,000 円

〈2～4年次〉

- ・教育支援費 : 65,000 円×12か月×3年 = 2,340,000 円
- 借入合計額: 3,620,000 円

○返済額について

返済期間	毎月の返済額	
	月額	月額(最終回)
10年(120回)	30,160 円	30,960 円
15年(180回)	20,110 円	20,310 円
20年(240回)	15,080 円	15,880 円



★どういう時にお金を借りられるの？～教育支援資金のルール～

- 学校に通いたい理由が十分に説明できて、家族全員で必ずお金を返すと約束できること。
(学校へ通うことのほか、学校を卒業したあとにどのような仕事を目指したいのか、仕事をしながら毎月どれくらいお金を返す必要があるのか、イメージを持つことが大切です。)
- 家族全員の収入(給料など家庭に入ってくるお金)が一定の基準より少ないこと。
(家族の人数によって基準は違いますので、申し込むときに確認します。)
- 通う学校が日本の学校教育法上で認められた高等学校、専門学校、大学等であること。
(留学などで海外の学校に通う場合などは対象外です。)
- 借りたお金を申し込みの時に必要としていた学費以外に使わないこと。
(学費の支払い以外に借りたお金を使ってはいけません。他のことにお金を使った場合は、借りたお金をすぐに全て返してもらいます。また、もう一度、お金を借りたいと申し込みをしても、借りることができなくなります。)



この他にもルールがあります。分からないことや確認したいことがある場合は、遠慮なく窓口の相談員に聞きましょう！

●他に利用できる制度はあるの？～奨学金の利用について～

・給付型奨学金や利率のかからない貸与型奨学金が使える場合は、先に使うことをお願いしており、一部は一緒に使うこともできます。

特に次の3つの奨学金制度等が利用できる場合は、そちらの利用を**最優先としています。**

- ① 神奈川県高等学校奨学金制度
- ② 日本学生支援機構 給付型奨学金及び第一種奨学金
- ③ 母子父子寡婦福祉資金(ひとり親家庭が対象)

※日本学生支援機構など他の奨学金でお金を借りる、または受け取れることが決まったときは、教育支援資金で借りたお金と重複するので、奨学金で借りた分はお金を返していただく必要があります。**なお、有利子の奨学金(日本学生支援機構の第2種奨学金など)との併用はできませんのでご注意ください。**

また、この他に利用できる奨学金があるかどうか、インターネットなどで必ず調べてみましょう！

高校・専門学校・大学 奨学金制度



「独立行政法人日本学生支援機構」に奨学金制度の概要を掲載しています。

下記 URL または QR コードよりアクセスのうえ、ご確認ください。

URL: <https://www.jasso.go.jp>



～よくあるご質問 Q&A～

Q.申し込みからお金を受け取るまではどれくらい時間がかかるの？

A. おおよそ1～2か月程度の時間がかかります。貸付が決まったあとも、お金を受け取るためには、借書(契約書)の取り交わしなども必要です。

Q.父母などの保護者だけで申し込みはできるの？

A. 原則、学校に通う本人が申し込む必要があります。また、家族の中から連帯借受人(一緒にお金を借りる人)を設定する必要があります。このため、申し込む前に、本人と家族で学校に通いたい理由やお金を必ず返すことをよく確認したあと、進学される方が申し込みをしてください。

Q.生活保護など公的機関からの支援を受けていても、貸付制度の利用はできるの？

A. お金を借りることができる場合もあります。特に、生活保護を受給されている世帯の場合は、福祉事務所と事前に相談の上で申し込みをする必要があります。

Q.合格発表後、すぐに学費を払わなければならないけど、予約はできるの？

A. 受験予定の学校の受験スケジュールを確認したうえで、先に審査を受けることもできます。ただし、貸付が決まった場合でも、合格発表後に審査機関にて合格通知の提出を確認してからお金を貸すこととなります。また、受験した学校へお金の支払いを待ってもらえるかを確認することも必要です。

Q.県外の学校に通う場合でも貸付は受けられるの？

A. 神奈川県以外の学校に通う場合でも、お金を借りられる場合もあります。

Q.お金を借りた後、引越などで住所などが変わった場合はどうしたらよいの？

A. 申し込みをした窓口の社協に連絡したうえで、住所変更届を提出するなど手続きをする必要があります。

Q.もしも奨学金で社協から借りたお金が一部またはすべていらなくなったら？

A. 申し込みをした窓口の社協に、借りたお金が不要になったことをお話いただき、貸付辞退や返済の手続きが必要になります。特に奨学金の交付や授業料の支払いが免除されて、奨学金の団体や学校からお金を受け取った場合は、その分のお金で返済する必要があります。

その他、神奈川県社会福祉協議会の HP にも制度概要を掲載しています。
下記 URL または QR コードよりアクセスのうえ、ご確認ください。
URL : https://www.knsyk.jp/service/fukushi-shikin/kashitsuke_kyoiku



教育支援資金の貸付については、お住まいの地域の市区町村社協にご相談ください！

あなたの地域の社会福祉協議会： _____ 社会福祉協議会

TEL: _____ E-mail: _____ 担当者: _____